

《はじめに》

◆申請書の受付期間は5月15日（金）から5月29日（金）消印有効です。

Q1. この補助金（感染防止対策型）はどのようなものか。

社会生活を維持する上で必要な施設で、一定の時間（15分程度）、直接の接触を伴う接客サービスを行う中小企業・小規模企業（個人事業主含む）において、感染リスクを低減させるために必要なマスク装着や消毒実施などの感染防止対策が進むよう、新たに創設しました。

新型コロナウイルス感染防止対策のための、衛生用品や設備導入に必要な経費や、従業員等への感染防止対策の研修等に対する補助金で、対象者となるには3つの要件をみたす必要があります。

Q2. ここでいう「衛生用品」や「設備」「研修等」とはどのようなものか。

「衛生用品」

アルコールなどの消毒液、消毒液用詰め替え容器、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ディスポ手袋、ガウン、エプロン、クロス、ケープ、タオル、消毒用ウエットティッシュ等

「設備」

自動型手指消毒機、器具用消毒機器（紫外線殺菌灯等）、自動ソープディスペンサー（手洗い石けん用等）、飛沫防止用のついで・スクリーン・パーテーションの設置等

「研修等」

感染症防止対策のための従業員教育（テキスト・DVD等の教材購入、講師依頼、セミナー受講）

Q3. 対象者となるための3つの要件はどのようなものか。

「3つの要件」すべてを満たさなければなりません。

- ① 県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業者含む）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比15%以上減少している事業者
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間（15分程度）、直接の接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者

Q 4. 対象となる中小企業・小規模企業の範囲は。

中小企業基本法第2条第1項に定める会社及び個人を対象としており、令和2年1月1日までに新規創業した者についても対象としています。なお、以下に該当する法人は、対象となりません。

- ①社会福祉法人 ②医療法人 ③特定非営利活動（NPO）法人 ④一般社団・財団法人 ⑤公益社団・財団法人 ⑥学校法人 ⑦宗教法人 ⑧農事組合法人 ⑨農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象） ⑩有限責任事業組合（LLP） ⑪組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）

この補助金の対象としているサービス業であれば、以下のいずれかを満たすことが必要です。

- 資本金又は出資金の総額が5千万円以下
- 常時使用する従業員数が100人以下

Q 5. 売上げが前年同月比 15%以上減少とはどう考えるのか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月の売上の実績が、前年同月比で15%以上減少している場合を対象にすることを検討しています。

なお、新規開業等で、前年4月の実績がない場合等は、連続する3か月の平均と比較することとしています。

- 前年度実績がある場合

令和2年4月 円 平成31年4月 円 _____ %減

- 前年度実績がない場合

令和2年4月 円 _____ %減 3か月平均 _____
令和2年3月 円 令和2年2月 円 令和2年1月 円

Q 6. 補助対象企業の要件となっている「社会生活を維持する上で必要な施設」とは。

三重県緊急事態措置において、「社会生活を維持する上で必要な施設」として、事業の継続を求められる事業者であり、適切な感染防止対策の協力を要請している施設です。

4. 休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」等の協力を要請する。

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	区分	要請内容	内訳
医療施設	医療体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	病院 診療所 歯科 薬局 鍼灸・マッサージ 接骨院 整体院 柔道整復
文教施設	教育体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	学校（大学等を除く） ※休業の実施については文部科学省の方針や県、市町教育委員会の判断等による
大学等		適切な感染防止対策の協力要請	大学、専修学校、各種学校などの教育施設
生活必需物資販売施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場 食料品売場（移動販売店舗を含む） コンビニエンスストア 百貨店（生活必需品売場） スーパーマーケット ホームセンター（生活必需品売場） ショッピングモール（生活必需品売場）、ガソリンスタンド 靴屋、衣料品店、雑貨屋 文房具屋、酒屋、本屋 自転車屋、家電販売店 園芸用品店、鍵屋、家具屋 自動車販売店、カー用品店 花屋
食事提供施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	飲食店、料理店、喫茶店 和菓子・洋菓子店 タピオカ屋、居酒屋、屋形船 （宅配・テイクアウトサービスを含む。）

施設の種類	区分	要請内容	内訳
住宅、宿泊施設	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請、宿泊予約の延期依頼について協力を要請	ホテル又は旅館 等 ※宿泊予約の延期依頼について協力を要請 緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請
		適切な感染防止対策の協力要請	共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）
工場等	安定的な生活の確保		工場、作業場
金融機関・官公署等	社会の安定の維持	テレワークの一層の推進要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、消費者金融、ATM 証券会社、保険代理店、官公署、各種事務所
その他※1	安定的な生活の確保及び社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	理髪店、美容院 銭湯（公衆浴場） 貸倉庫、郵便局、メディア 貸衣裳屋、不動産屋 結婚式場（貸衣装含む） 葬儀場・火葬場、質屋、獣医 ペットホテル たばこ屋（たばこ専門店） ブライダルショップ 修理店（時計、靴、洋服等） 100円ショップ、駅売店 ランドリー、クリーニング店 ごみ処理関係 神社、寺院、教会

※1 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。

※2 ※1以外の施設に対しても、可能であれば県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対応について協力を依頼する。

Q 7. 補助対象企業の要件となっている「一定の時間、直接の接触を伴う接客サービス」とは。

濃厚接触の目安となる「1メートル以内かつ15分以上の接触」を参考に、「15分程度の直接の接触を伴う接客サービス」とします。

具体的には、理容業、美容業等を想定していますが、このほかにも3つの条件を満たせば対象となります。

Q 8. 「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」を受給した場合も対象になりますか。また、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）」との重複申請は可能ですか。

「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」と、この補助金とでは、目的が異なり、それぞれの申請に対して審査のうえ、採択の決定をするものです。

なお、この補助金の対象である「社会生活を維持する上で必要な施設」に対しては、緊急事態措置による休業要請を行っておらず、そのほとんどは、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の支給対象とはなっていません。

また、多くの事業者の方に補助金を支給するためにも、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（三重県版経営向上計画連携型）」との重複申請を認めていません。

Q 9. 申請書はどういうものか。

申請様式は、県のホームページのトップページにある「三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト」の「事業者の方」へのページからダウンロードできます。

具体的には、事業内容や経費内訳、売上高などを記載する交付申請書とともに、添付書類（①法人にあっては法人登記事項証明書の写し、個人にあっては本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）、②平成31年4月の売上台帳の写し、③令和2年4月の売上台帳の写し）を提出していただきます。

※新規開業等で、②平成31年4月の売上台帳の写しがない場合等は、連続する3か月の売上台帳の写し

Q 10. 既に購入した経費についても申請可能ですか。

令和2年4月1日から9月30日の期間内に事業実施及び支払を行った経費が対象となります。

Q 1 1. 補助金の決定及び支給はいつ受け取れますか。

補助金の決定については、応募者全員（不採択も含めて）に対して、結果を文書で通知します。

補助金の支給は、先ず、事業完了の後に実績報告書をご提出いただきます。報告書の内容を確認し、補助金額を確定したのちに、ご指定の口座に振り込むこととなります。

Q 1 2. この補助金は先着順ですか。

この補助金は、先着順ではありません。申請書に基づき審査を行い、予算の範囲内で補助金の交付先を決定します。